

公 示 送 達 書		
令和8年7月10日		
下記の書類は当市総務部税務課に保管してありますから出庁のうえ受領してください。		
井原市長 大 舌 勲		
送達を受けるべき者	住 所	広島県福山市神辺町大字川北 8 3 8 番 1 事業団第 2 宿舎 2 － 1 0 6 号
	氏 名	DIAS EVALDO
送達する書類名	令和8年度 軽自動車税(種別割)督促状【岡山51な4090】	
	以下余白	
(注 意) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。		